

■ 4条1項11号

不服 2022-009596

＜本願商標＞

サントリー  
エナジーゼリー

第30類「ゼリー菓子」

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「エナジーゼリー」（標準文字）

第30類「高カロリーゼリー，ビタミン含有ゼリー，即席ゼリーのもと」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「サントリー」の文字及び「エナジーゼリー」の文字を上下二段に普通に用いられる方法で書してなるところ、これらは、同書、同大で、各段の中心をほぼ揃え、外観上まとまりよく一体に表されているものである。

そして、その構成中、「サントリー」の文字は、飲料事業を主たる業務とする請求人の商号の略称ないしはその業務にかかる商品の出所を表示する商標として、取引者、需要者の間において広く認識された標章である。

次に、「エナジーゼリー」の文字について、その構成中、「エナジー」の文字は「エネルギー」の意味を有し、「ゼリー」の文字は「動物性のゼラチン又は植物性のペクチンを煮出し

て採取した透明な汁。また、これを利用して固めた弾力のある食品や薬品。」の意味を有する語（いずれも「広辞苑第7版」株式会社岩波書店）として、いずれも一般に親しまれているものであるから、その構成全体より「エネルギー用ゼリー」程の意味合いを容易に認識し得るものである。

そして、本願の指定商品を含む飲食料品の分野において、「エネルギーを補給することのできるゼリー状の商品」が販売されており、それらは「ENERGY JELLY」若しくは「エナジーゼリー」と指称されていることに加え、「ゼリー」を取り扱う分野では、エネルギー摂取や補給をうたうゼリーが販売されており、それらの中には「エネルギーゼリー」、「ハイカロリーゼリー」のように指称しているものも存在する事実が見受けられる。

このような状況を踏まえると、「エナジーゼリー」の文字をゼリー関連の商品に使用する場合には、これに接する取引者、需要者に「エネルギー用ゼリー」であること、すなわち「エネルギー補給用のゼリー」であることを認識、理解させるにとどまり、当該者に、前記以外の別異の意味合いを認識、理解させる事情は見当たらないから、「エナジーゼリー」の文字は、本願の指定商品との関係において、自他商品を識別する標識としての機能を有しない若しくは極めて弱いものといわざるを得ない。

さらに、「サントリー」の文字部分が、上記のとおり、請求人の商号の略称ないしはその業務にかかる商品の出所を表示する商標として、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていることに照らすと、本願商標をその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者が、本願商標の構成中の「サントリー」の文字部分を捨象した「エナジーゼリー」の文字部分のみに着目して取引にあたることはないというべきである。

したがって、本願商標から「エナジーゼリー」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「**サントリー** \ **エナジーゼリー**」は、その構成中、「エナジーゼリー」の文字は、本願の指定商品との関係において、自他商品を識別する標識としての機能を有しない若しくは極めて弱いものといわざるを得ず、また、「サントリー」の文字部分が、請求人の商号の略称ないしはその業務にかかる商品の出所を表示する商標として、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていることに照らすと、本願商標をその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者が、本願商標の構成中の「サントリー」の文字部分を捨象した「エナジーゼリー」の文字部分のみに着目して取引にあたることはないというべきであるから、引用商標「**エナジーゼリー**」とは非類似であると判断されました。

まず、審決の結論だけを見ると、「REEBOK ROYAL FLAG」事件の裁判例を彷彿とさせますが、本審決では、商標を構成する著名な部分以外の文字「エナジーゼリー」の識別力がほぼ完全否定されている点で、少々異なると言えるでしょう。

仮に、「エナジーゼリー」の前に結合している文字が、「サントリー」のような著名な標章ではなかったとしても、同様に「非類似」の結論になったのではないかと思います。

一方、引用商標「エナジーゼリー」は、2014年に商標登録が認められておりますが、現時点においては、その識別力が実質的に否定されたようなものでしょう。実際、インターネット検索をしてみると、たしかに一般名称のように使用されている例が多く見受けられます。そこまで昔とも感じられない気もしますが、2014年当時は、今とは状況が違っていたのでしょうか。

なお、2021年に別の会社が、第5類「ゼリー状のサプリメント、ゼリー状の食餌療法用食品、ゼリー状の食餌療法用飲料」及び第32類「ゼリー状の果実飲料、ゼリー状の清涼飲料」を指定して、商標「**ENERGY JELLY**」を出願したようですが、こちらは識別力の欠如（商標法第3条第1項第3号）等を理由として、拒絶査定となっております（※ただし、意見書の提出はなし）。

この商標の審査における判断も、本審決に多少の影響があったのかもしれませんが。

（弁理士 永露 祥生）  
＜2023年5月17日＞